

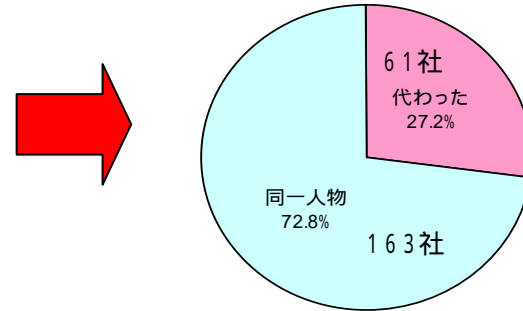
(2) 大学発ベンチャーの経営者不足

大学発ベンチャーの経営者の状況

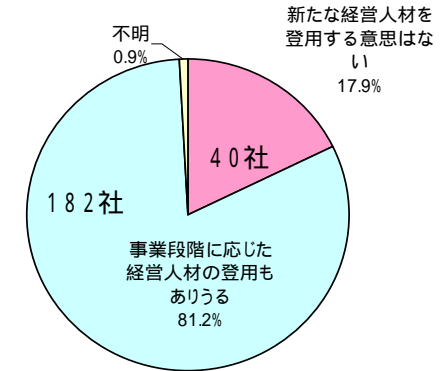
	全体	
	企業数	構成比
大学教員	67	35.6%
大学生・大学院生	22	11.7%
大学教員等の親族等	18	9.6%
専門経営者	81	43.1%
合計	188	100.0%

224社のうち有効回答

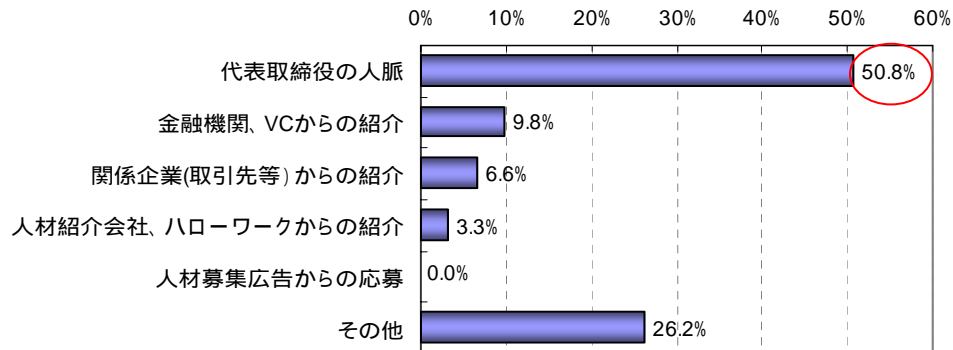
設立時と現在では経営者が交代したか？



今後、経営者の交代はあり得るか？

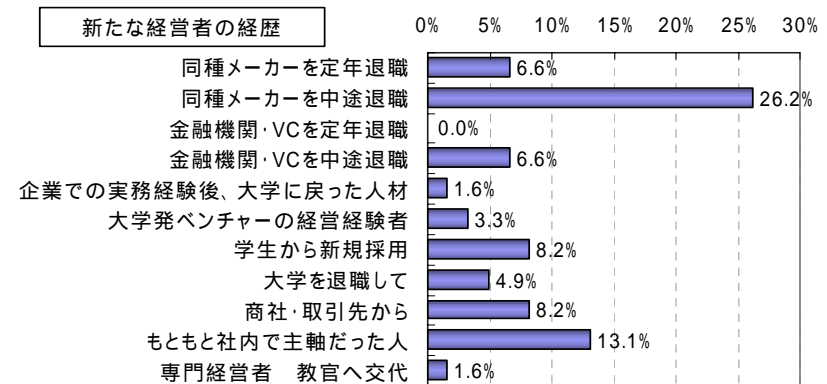


新しい経営者はどのようにして見つけたか？(HOW?)



ベンチャー設立者が、個人的関係の中で経営者を探すケースが圧倒的に多い。

新しい経営者はどこから見つけてきたか？(WHERE?)



・大学発ベンチャーの経営者の経歴は様々である。
・特に、ベンチャーと同種のメーカーを中途退職した経歴の経営者が多い。

次代の経営者を必要とする大学発ベンチャーに、「ふさわしい真の経営者」をマッチングさせる機会が必要。

(3) 初期需要の開拓のための「公的調達」

- ・ 公的調達はベンチャー企業にとっては、
具体的な**市場機会の提供**、
技術を**市場にアピールするシグナリング効果をもたらす**。

平成16年度の地方自治法の改正により、新製品や新規市場を創出する大学発ベンチャーとの随意契約が可能となった。47都道府県中34都道府県(72.3%)で独自の調達制度を策定し運営を開始、6府県でも実施予定となっている。

公的調達制度の活用状況	件数	(全体)%	公的調達制度の改善すべき点	件数	(全体)%
活用した	14	6.3	対象品目・テーマを増やしてほしい	62	27.7
活用しなかったが条件に合わなかった	31	13.8	実施自治体を増やしてほしい	37	16.5
制度の存在を知らなかった	108	48.2	調達に加え自社製品やサービスのPR面での支援もほしい	37	16.5
地元の自治体にはこの制度はなかった	41	18.3	調達と研究・開発に関連する助成をセットで検討してほしい	54	24.1
その他	19	8.5	認定基準・資格を緩和してほしい	29	12.9
不明	11	4.9	特になし	52	23.2
			その他	25	11.2
			不明	29	12.9
	224	100.0		224	100.0

PRの強化

事例：NEDOサンプルマッチング事業

NEDOの研究開発事業において試作品製造の段階に進んだものを対象として、試作品を外部の利用者を募って無料で使ってもらい評価を依頼する。

製品化まで出来たが、研究開発の経験がなく販売がうまくいかない。国等で支援したプロジェクトの進行状況をフォローして製品化したものの評価をして普及を支援してほしい。(機械・設立5年・資本金620万円・社員4人・関東地方)

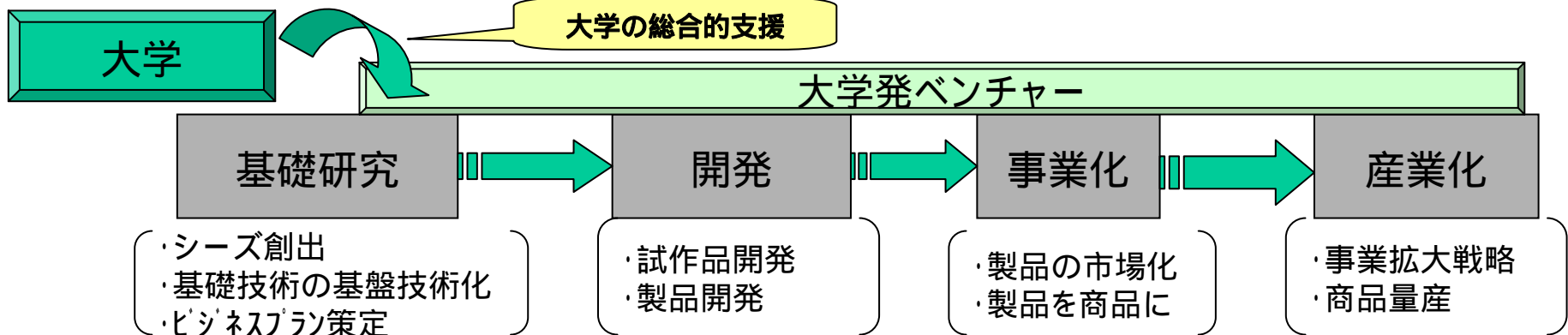
(4) 初期段階の大学発ベンチャーへの支援

初期段階の大学発ベンチャーが大学に望む支援

- ・大学の公認PR 10件
- ・大学施設の弾力的運用 9件
- ・研究開発資金の供与 8件
- ・出資(ライセンス対価、キャッシュフロー) 7件
- ・インキュベーションへの優先入居 7件
- ・研究開発人材紹介 6件
- ・特許取得支援 5件
- ・販路紹介 5件
- ・経営人材紹介 2件

出所: 経済産業省「大学発ベンチャーに関する基礎調査」

初期段階の大学発ベンチャーには大学の支援が必要



出所: 日本政策投資銀行「GAPファンドの意義と導入可能性調査」より作成

リスクマネー供給は不十分

ベンチャーキャピタルの新規投資先企業の設立年数別内

	社数		金額(百万円)	
		構成比		構成比
設立投資	22	1.1	1,032	0.8
設立後～5年未満	955	48.7	59,750	47.7
5年以上～10年未満	361	18.4	19,873	15.9
10年以上～15年未満	188	9.6	10,086	8
15年以上	275	14	24,437	19.5
分類不能	26	1.3	1,510	1.2
合計	1959	100	125,343	100

出所: (財)ベンチャーエンタープライズ「平成17年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査報告等」

4. 研究ライセンス指針に関する(独)産業技術総合研究所の取組み状況

1. 研究ライセンスに関するポリシーや規程の整備状況

従来より、ライセンスに関するポリシー及び規程類を整備しており、これらの規程類等に照らして適宜判断を行った上で、ロイヤリティ・フリー又は合理的ロイヤリティにより実施許諾を行っている。

2. 研究ライセンスの供与状況及び件数

基本的に大学等からの実施許諾の申し出を拒否することはない。
(H13.4～H18.12:特許実施許諾1件、プログラム使用許諾6件、ノウハウ開示1件)

3. 本指針に関する対応

研究者の適切な対応及び行動を確保すべく、研究者に対して本指針に関する普及・啓蒙を行っている。

(参考) (独)産総研における研究ライセンスに関する取組み

1. 研究ライセンスに関するポリシーや規程の整備状況

業務方法書 平成13年4月1日

(知的財産権の実施の許諾、譲渡等)

第9条 研究所は、研究及び開発等から得られた知的財産権の実施を許諾し、又は譲渡すること等により、研究成果の実用化及び普及を効果的に推進する。

2 研究所は、前項の業務を実施するために、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 知的財産権の実施を許諾するための基準

二 知的財産権の譲渡をするための基準

三 その他必要な事項

3 研究所は、第1項の業務を実施するときは、適正な対価の支払を受けることができる。

産総研パテントポリシー

平成13年6月27日

産総研技術移転ポリシー

平成13年6月27日

知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程

平成13年4月1日

独立行政法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程

平成13年4月1日

最終改正 平成17年4月1日

独立行政法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程

平成13年11月16日

最終改正 平成17年4月1日

独立行政法人産業技術総合研究所研究試料取扱規程

平成14年7月1日

最終改正 平成17年4月1日

独立行政法人産業技術総合研究所研究試料運用細則

平成15年2月1日

最終改正 平成16年7月1日

2. 有体物の取扱い

- ・大学等への提供は無償を基本としている(研究試料運用細則第2条2:「学術的な研究協力のために大学等へ無償で研究試料を提供することが慣行となっているものについては、その慣行に従い無償とする」)。
- ・独法化後H13.4～H18.12までの大学等への提供実績は、有償提供4件、無償提供235件である。
- ・H13より研究試料提供契約書の雛形を設け、契約締結した上での提供・受領を行っている(知的財産部門にて管理)。
- ・また、研究試料を受領した場合には、研究試料運用細則及び研究試料提供契約書に基づき、適正な管理・保管が行われるよう運用している。

. 知的財産施策に関連する法律改正(案)

1. 産業技術力強化法等の改正(案)について

現行

産業技術力強化法

<平成12年制定>

産業技術力の強化に関して以下を規定

- ・基本理念(技術の改良から創造性のある研究開発へ)
- ・国、地方公共団体、大学及び事業者の責務
- ・施策の基本事項(研究開発資金の重点化、連携の強化等)
- ・支援措置(大学等に対する特許料等の減免措置等)

産業活力再生特別措置法

<平成11年制定>

- ・日本版バイ・ドール規定
- ・承認TLOに対する特許料等の減免

NEDO法(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法)

<平成14年制定>

産総研法(独立行政法人産業技術総合研究所法)

<平成11年制定>

改正

産業技術力強化法の改正

技術経営力の強化(研究と新たな価値創造の双方向の流れの円滑化)

「技術経営力」の強化について、基本理念、国の責務、事業者の責務、国の基本施策に所要の規定を追加

技術経営力とは、技術に関する研究開発の成果を経営において他の経営資源と組み合わせ有効に活用するとともに、将来の事業内容を展望して研究開発を計画的に展開する能力をいう。

国や大学の研究開発の成果の産業への移転の促進

大学等に対する特許料等の軽減(アカデミック・ディスカウント)の対象の拡大

- ・ポストドク、院生等が含まれる場合の追加
- ・TLOから大学へ権利を戻す場合の追加

国等の委託する研究開発に係る知的財産権を事業者等に帰属させる日本版バイ・ドール規定に、請負に係るソフトウェア開発を追加し、産活法から移管して恒久措置化

産業活力再生特別措置法の改正

- ・「技術活用事業革新計画」、「経営資源融合計画」の創設

NEDO法、産総研法の改正

技術経営力の強化に関する業務の追加

NEDOの業務に技術経営力の強化に関する助言の追加
産総研の業務に技術経営力の強化に寄与する人材育成の追加

産業技術力とは、産業活動において利用される技術に関する研究開発を行う能力及びその成果の企業化を行う能力をいう。

(1) 技術経営力の強化について

1. 基本理念への規定の追加

我が国におけるイノベーションの連続的な創出を促進するためには、研究開発の成果を効率的かつ効果的に経済的価値の創造につなげることが重要である。

このような観点から、事業者が研究開発を行うに当たり、以下の事項が重要である旨を基本理念に規定する。

自らの競争力の現状や技術革新の動向を的確に把握すること
将来の事業活動の在り方を展望すること
現在の事業分野にかかわらず広く知見を探究し、これにより得られた知識を融合して活用すること

この基本理念は、「イノベーション・スーパーハイウェイ構想」の概念を明確化するもの。(本年1月17日に産構審産業技術分科会において緊急提言がなされたところ)。

2. 技術経営力に関する法改正の具体的内容

産技法に、

・「技術経営力」を定義

技術経営力とは、技術に関する研究開発の成果を経営において他の経営資源と組み合わせて有効に活用するとともに、将来の事業内容を展望して研究開発を計画的に展開する能力をいう。

・基本理念に、技術経営力の強化の観点から、上記1.の内容を追加

・国の責務、事業者の責務に技術経営力の強化の促進等を明示

・国の基本施策に技術経営力の強化の促進のための施策を講ずべきことを明示

NEDO及び産総研の業務に、技術経営力の強化に関連する業務(それぞれ助言及び人材育成)を追加

(2) アカデミック・ディスカウントの拡大

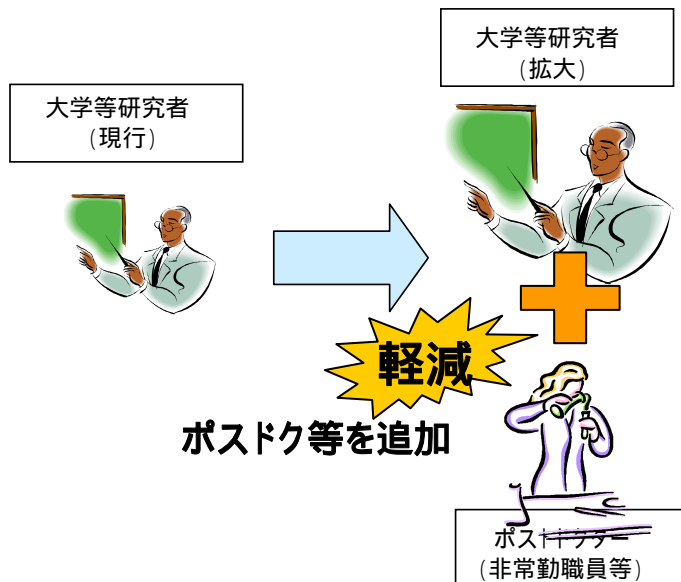
大学、大学等研究者に対して、審査請求料、特許料(第1～3年目)を半額に軽減する制度

大学等研究者の拡大

【現行】学長、副学長、学部長、
教授、助教授、講師、助手

改正内容

その他の研究に従事する
職員を追加

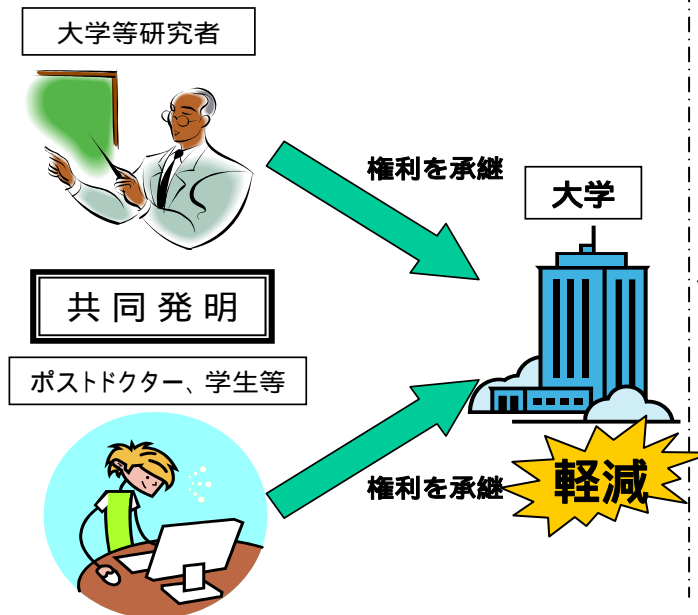


共同発明

【現行】大学が大学等研究者の
発明を承継した場合のみ

改正内容

大学等研究者以外の者との
共同発明を軽減の対象に

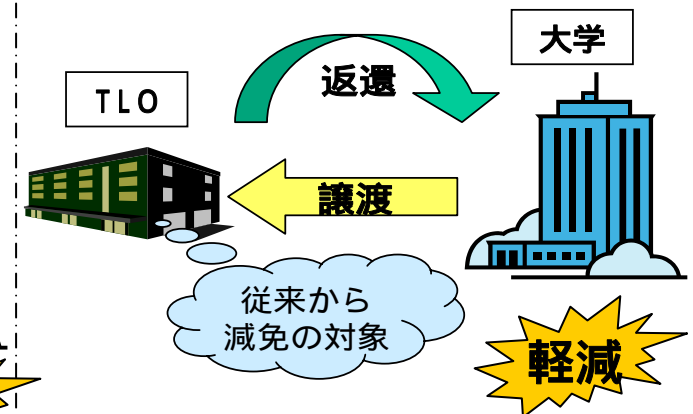


TLOから大学へ権利返還

【現行】軽減対象とならない

改正内容

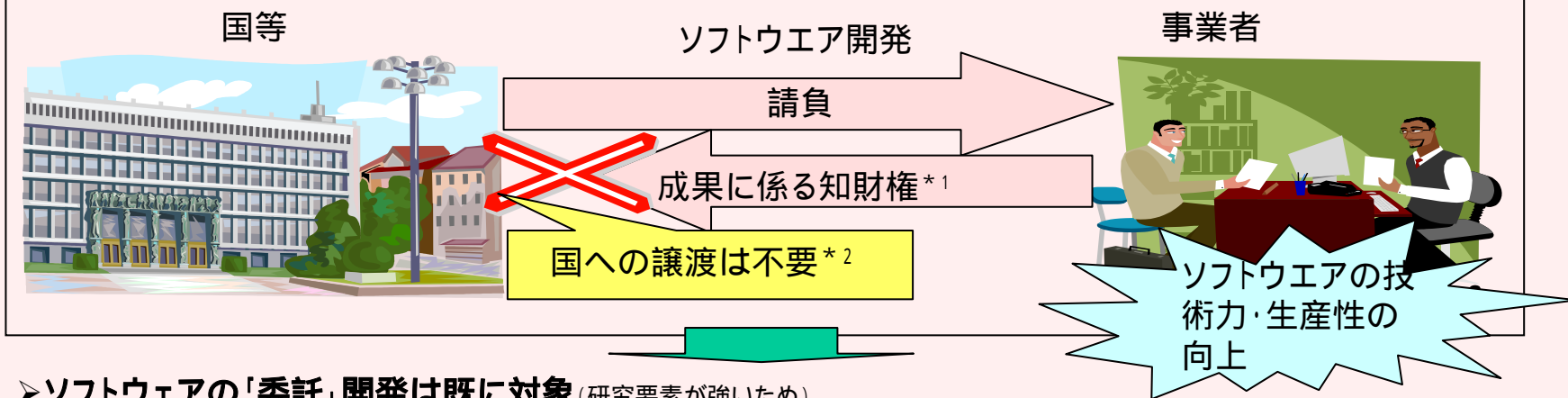
軽減の対象に



(3) ソフトウェア開発に関するバイ・ドールの導入

制度改正の内容

日本版バイ・ドール制度に請負に係るソフトウェア開発を追加



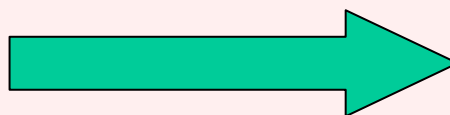
- ▶ **ソフトウェアの「委託」開発は既に対象** (研究要素が強いため)
- ▶ **「請負」開発を今回追加**

*1 特許権、意匠権、プログラム・データベース著作権。ソフトウェアの設計書・マニュアルに係る著作権を政令追加する方向で検討中。

*2 次の3つの事項を契約することが条件。 成果の報告、 公共の利益のために必要がある場合における無償での国等への利用許諾、 相当期間利用されていない場合における第三者への利用許諾

想定される利用例

国のシステム	活用可能な機能	民間のシステム
電子申告・申請システム (税・手数料等)	個人認証・オンライン決済	電子商取引システム
文書管理システム	起案・決裁・保管・検索・アクセス制御	文書管理システム
電子調達システム	業者登録管理・発注登録・見積り登録	購買管理システム



2. 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

日本経済の課題

- ・人口減少、国際競争の激化
- ・地域・中小企業における景気回復のばらつき

改正の方向性

- ・サービス産業など我が国全体の生産性の向上
- ・地域の早期事業再生の円滑化

具体化

改正

イノベーションによる産業の生産性向上【産業活力再生特別措置法(8省庁連携)】

成長に向けた事業者の取組支援

サービス産業等の生産性向上

- ・サービス産業は、地域経済の中核であり、また担い手の多くは中小企業。
- ・雇用、GDPの約7割を占める。
- ・しかし、その生産性は製造業と比べて低く、また米国の6割程度の水準にとどまる。

- ・サービス産業の底上げが日本の成長の鍵。
- ・基本指針に加えて、新たに事業分野別指針を作成し、基本的考え方や認定基準を定め、支援措置を活用。

支援対象の拡大

- ・3つの過剰(設備、債務、雇用)の解消等の変化を捉え、「事業再編」から「技術革新」へ軸足を移行。

- ・次のような計画を作る事業者を新たに支援対象に追加。
「技術活用事業革新計画(仮称)」: 企業連携により獲得した技術や知的財産を活用した事業革新
「経営資源融合計画(仮称)」: 異分野に属する事業者が経営資源を組合せて一体的に活用
- ・会社法特例、課税の特例(登録免許税軽減、特別償却等)などにより支援。

知財の活用促進

- ・ライセンサー(特許権の通常実施権者)の保護のため、現在も登録制度あり。
- ・現在の登録制度は、(1)個々に特許番号を特定し、登録することが必要、(2)ライセンサーは公示される。

- ・「包括的ライセンス契約登録制度」を創設。
(1)包括的ライセンス契約ごとに通常実施権を登録。
(2)ライセンサーは非公示。

地域における中小企業等の再生円滑化

- ・地銀や信金・信組の不良債権比率は依然高く、小規模倒産は増加する傾向。
- ・これまで、全国の中小企業再生支援協議会で、1万件以上の相談受付、1,587件の再生計画策定支援、約7万5千人の雇用を確保。

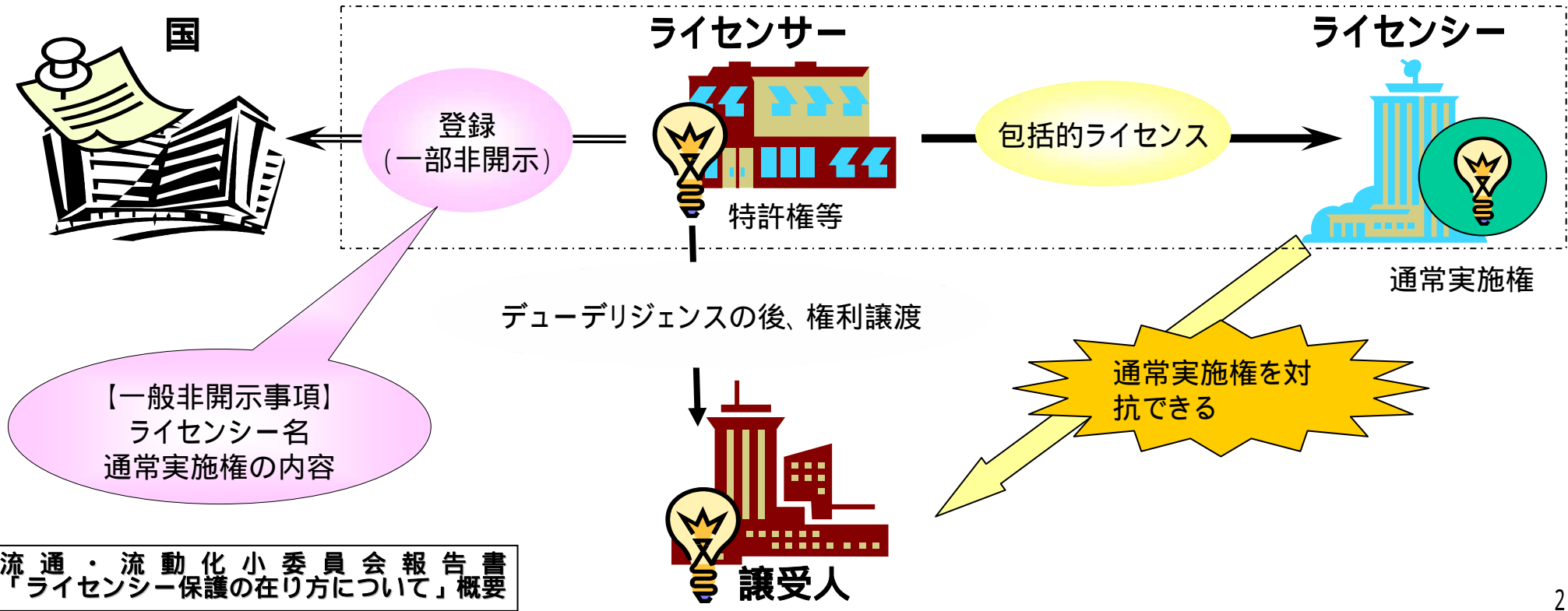
- ・私的整理中の事業継続のためのつなぎ融資に対する信用保険特例等を措置。
- ・廃業経験者の再起業時の信用保険の特例の創設。

イノベーションを支える産業技術力を強化【産業技術力強化法、産総研法、NEDO法】

- ・研究開発を経営戦略の一環として位置付ける「技術経営力」の強化に関し、基本理念、国の施策の方針、国・事業者の責務等の規定を追加。
- ・大学等に対する特許料等の軽減対象を拡大(ポスドク、院生等も)。
- ・日本版バイ・ドール規定を産活法から移管して恒久措置化、対象にソフトウェア開発を追加。

包括的ライセンス契約による通常実施権の登録制度

1. 包括的ライセンス契約のライセンシーが、ライセンサーの破産や特許権等の譲渡に備え、ライセンス関係を第三者に対して対抗できる仕組みが必要。
2. 特許番号ではなく、包括的ライセンス契約単位で通常実施権を登録し、かつ、登録内容の一部を一般には非開示とする制度の創設を検討すべき。
3. あわせて取引の安全の観点から、権利の譲受人は、取得した特許権等について、取得後に対抗関係をライセンシーに対して個別に確認する制度とすることが適当。



(参考) 経済産業省における他の知的財産関係施策

1. 「知識の融合」活動の促進について(インテレクチャル・カフェ)

平成19年度予算額:5千万円(新規)

[問題意識]

イノベーションの促進のためには、特に研究者や技術者の間で根強い、閉塞的な「自前主義」や「縦割主義」が打破され、医工連携のような異分野技術の融合や技術と経営の融合をはじめ、様々な「知識の融合」を促すことが重要である。

単なる交流会やマッチングにとどまらないことが重要。

[狙い]

我が国においてイノベーションの契機となる「知識の融合」活動が、そのための「場」(インテレクチャル・カフェ)を通じて、幅広く自律的、自発的に展開されること。

[「知識の融合」活動が成功するポイント]

活動が活発に展開される「場」の存在(バーチャルなものも含む)。
活動を持続的なものとする「コーディネータ」(中心人物)の存在。
活動を生産的なものとする「ノウハウ」の存在。

[今後の展開]

「知識の融合」活動が促進される環境整備のため、その重要性について幅広く普及啓発活動等を展開する(実態・認知度の調査、成功・失敗事例集の作成、セミナーやシンポジウムの開催等)。

取組事例

(事例1) 岩手ネットワークシステム(INS)の取組

岩手大学工学部の研究者が主宰する産学官連携組織。岩手県内の科学技術と研究開発に係わる産学官の人々の交流の場。

昭和50年代後半に岩手大学の研究者が中心となって活動を開始。平成4年3月(1992年)に正式発足。

岩手県内の企業の研究開発の必要性から、岩手大学、企業、岩手県などの産学官の関係機関協力を得ながら、共同研究を企画・実施。

会員は2006年8月現在で合計約1,000。(産513名、学219名、官319名(なお、個人917、法人134))傘下の研究会は38。

トップダウン方式ではなく、若手研究者を中心としたボトムアップ方式で交流が進められ、自由度が極めて高い。

地域産学官交流会、市民向け公開講座や展示会、高校生に対する公開セミナー、他県との交流会など、幅広く産学官民の交流を実施。

この取組が評価され第2回産学官連携推進会議(H13.6.8)で産学官連携功労者表彰(経済産業大臣賞)受賞。
<http://www.ins.ccrd.iwate-u.ac.jp/>



一般公開講座



交流会

(事例2) IBMにおける取組(InnovationJam)

InnovationJamとは

世界中のビジネスやテクノロジーのエキスパートと共に行うコラボレーション。次世代の画期的な製品、サービス、プロセス、ビジネス・モデルの創出を目指すもの。

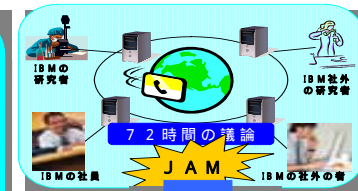
具体的な取組

[フェーズ1]

2006年7月に実施。4つのトピックにフォーカス(健康、移動、環境、ファイナンス)。IBM社員とIBMの顧客やビジネスパートナーの社員が参加。合計70カ国、53,000人が参加し、72時間で37,000のコメントがもたらされた。

[フェーズ2]

9月12日～15日に実施。フェーズ1で生まれた有望なアイデアに更に磨きをかけるために意見を共有。それらのアイデアを市場性、ビジネス価値および社会影響力の観点から評価。



医療画像のデータベース化
医療画像をデータベースで一元管理し、医者・研究者・患者がそれぞれの用途で効果的に活用可能に。

上記の検証例でありInnovationJamの事例写真には使用していません。

上記のような仕組みを用いて世界中の知識や知恵を取り込んでイノベーションを創出

日本側で意見を提出することも可能、あらゆる知識を吸収する必要性を強く意識

2. 国際標準化戦略目標

甘利明経済産業大臣主催による国際標準化官民戦略会議(平成18年11月29日開催)にて公表

戦略目標

2015年までに欧米諸国に比肩しうよう、国際標準化を戦略的に推進。

国際標準の提案件数の倍増

欧米並の幹事国引受数の実現

現状

国際標準化の重要性

- 国際市場では国際標準の獲得が死活的に重要
- 欧米は、早くから国家政策として国際標準化を明確に位置づけて推進
- 標準の対象が、製品だけでなく、環境保護、組織の標準化(SR、BCP)など新たな分野にも拡大。これにうまく対応できないと、製品の輸出にも影響

基本的な考え方

製品の競争力強化のための標準化活動の主たる担い手は産業界

- ・日本経団連による提言(04年1月、国際標準化戦略部会)

政府は、民間の活動への支援や、人材育成、公共福祉分野の標準化を実施

- ・国際標準化活動基盤強化アクションプラン(04年6月、日本工業標準調査会)

主な課題

我が国のISO・IECへの参画状況は、自国の経済力に見合っているとは言い難い水準

(2001年~2003年平均)

提案件数	ISO			IEC		
	総数	日本	割合	総数	日本	割合
	619	44	7.2%	96	19	19.1%

(2006年2月現在)

数 幹事国引受		幹事国引受					
		独	米	英	仏	日	中
	ISO	126	123	100	77	47	9
	IEC	25	25	25	25	13	3
	合計	151	148	125	102	60	12

1. 経営戦略における国際標準化の重要性についての企業経営層の認識が不足
2. 欧米では、産業界自身の問題として、産業界が主体的に取り組んでいるところ、我が国では産業界による主体的な取組が不足
3. 我が国発の技術の迅速な国際標準化のためには、標準の専門家が圧倒的に不足
4. ISO・IECでは一国一票の投票で国際標準を決定。アジア太平洋諸国との連携を強化し、我が国のISO・IECでの影響力を高めることが必要
5. 諸外国による独自標準の制定と技術規制でのその引用により、我が国の優れた製品や技術が海外市場から閉め出される恐れ

今後の取組の方針

1. 企業経営者の意識改革

大臣と企業トップによる懇談会の開催や企業・工業会との直接対話を実施し、国際標準化の重要性の認識、戦略的な活用、主体的な取組の必要性に関して経営者の意識改革を促す。

- 経営戦略に直結した標準化部門の設置、研究開発・知財・標準化部門の連携強化
- 社内における標準担当者の適切な評価とバックアップ、長期的な配置、専門家の育成
- 積極的な国際標準化活動を推進するための産業分野毎のアクションプランを策定・実施

2. 国際標準の提案に向けた重点的な支援強化

我が国が世界をリードする分野(ナノテク、ロボット、バイオメトリクス、光触媒、ICタグ等)に対して重点的に支援する。

- 重点分野を特定し、研究開発から、標準の作成、提案、制定に至るまで一貫して計画的に推進
- 研究開発と国際標準化の一体的推進に官民挙げて取り組む
- 国際標準化支援センター((財)日本規格協会)による支援体制(標準作成・提案におけるノウハウの提供、旅費の支援等)の強化

3. 世界で通用する標準専門家の育成

ISO・IECで主導的に活動できる人材を育成する。

- 国際会議でリーダーシップをとれる専門家の育成(3年間で約100人ペース)
- 国際標準を作成する専門家の育成(3年間で約100人ペース)
- 表彰制度の拡充強化(総理大臣表彰の創設、経済産業大臣表彰の拡充)

4. アジア太平洋地域における連携強化

国際標準提案に関するアジア太平洋地域内の連携を強化し、ISO・IECにおける仲間づくりを強化する。

- アクセシブルデザイン(日中韓)、ゴム製品(日マ)等の分野において、アジア諸国による国際標準の共同開発・提案
- アジア諸国への標準化協力(セミナーの実施・専門家派遣)の実施
- アジア太平洋地域標準化イニシアティブ(域内諸国による共同提案・協力)

5. 諸外国の独自標準と技術規制の制定への対応

諸外国の独自標準・技術規制の制定に対応するため、我が国が機先を制して迅速な国際標準提案を行う。

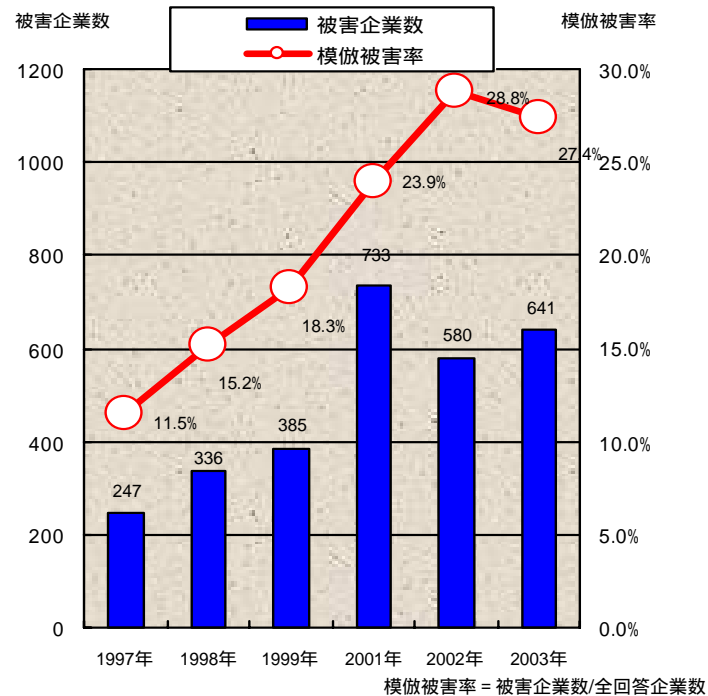
- 諸外国における海外アタッシェを活用して情報収集能力を強化するとともに、迅速な国際標準提案への支援を強化

3. 模倣品対策

平成19年度要求額: 2.4億円(平成18年度: 2.4億円)

世界的に拡散する模倣品・海賊版

模倣品・海賊版被害を受けた企業数及び被害率の推移



主要な施策

模倣品・海賊版拡散防止条約構想の推進

(昨年のサミットにて小泉総理提唱)

官民合同訪中ミッションの派遣

(中国政府に対して模倣品・海賊版の取締や罰則の強化を働きかけるとともに知財権保護の執行能力強化に関する支援を実施)

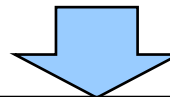
政府模倣品・海賊版対策総合窓口

(経済産業省内に04年8月に設置:06年8月までの相談件数は計404件)

協議申立制度

(企業の申立を受け、必要があれば2国間協議による解決を図る)

これら施策に資するため



平成19年度において

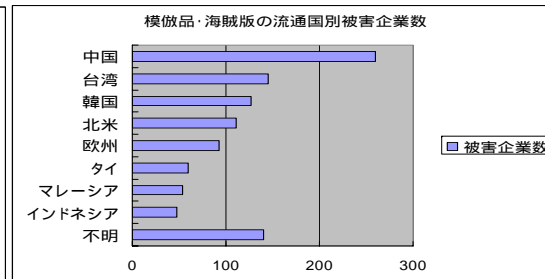
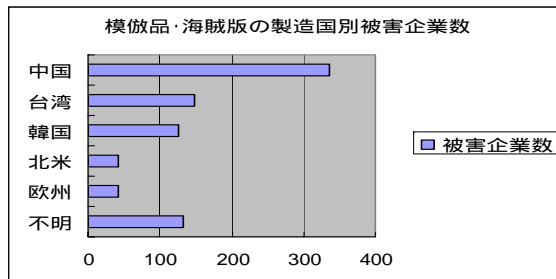
被害発生国における被害実態・法制度調査、協議申立制度の運営に必要な調査、被害発生国に対する立法ノウハウ移転のためのセミナーを実施。

模倣品の実例

ブレーキパッド(被害企業:日産自動車)



化粧品(被害企業:資生堂)



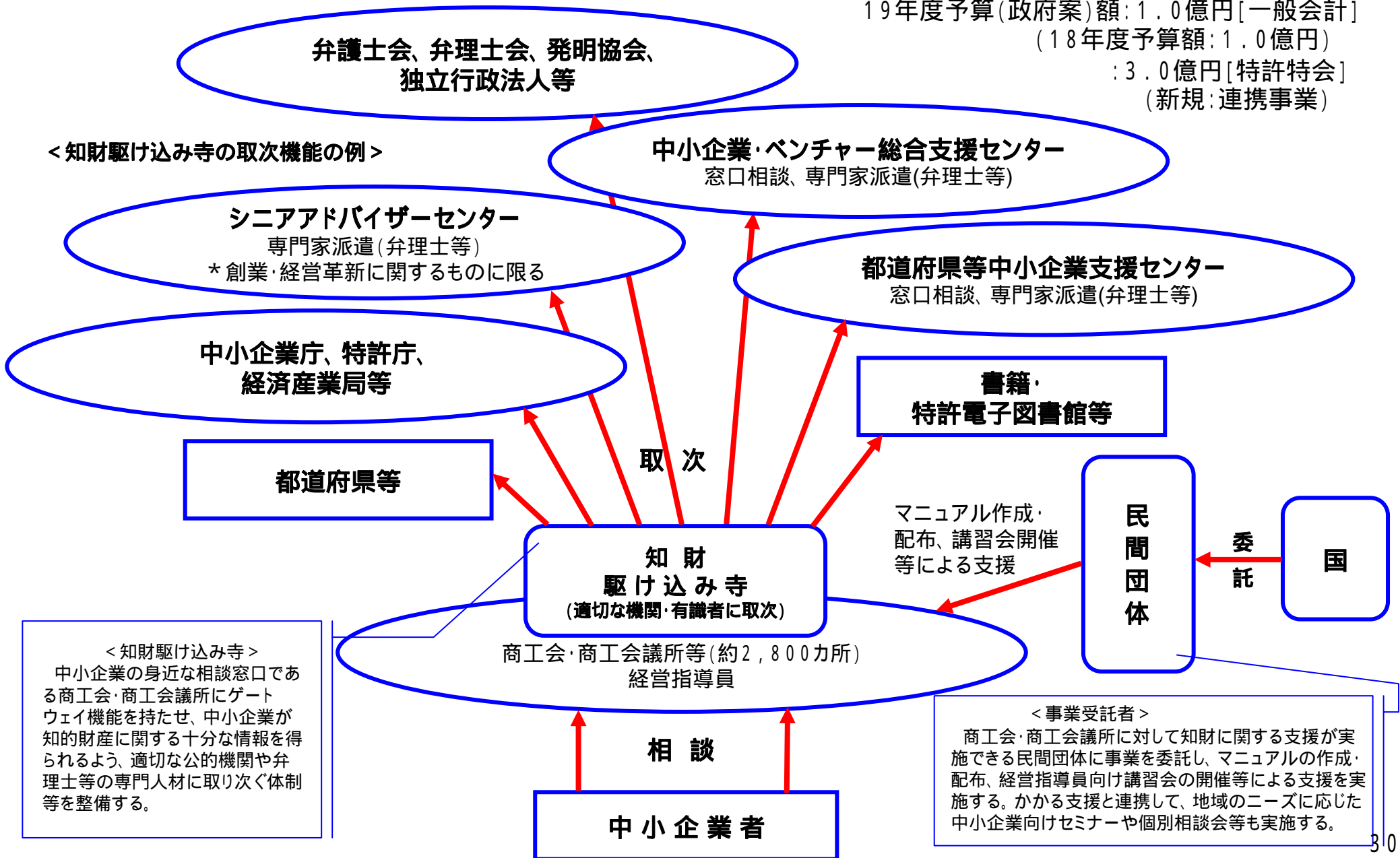
(出典:特許庁)

消費者の健康や安全を脅かす模倣品が増大

4. 知財駆け込み寺事業(中小企業知的財産啓発普及事業等)

19年度予算(政府案)額: 1.0億円[一般会計]
 (18年度予算額: 1.0億円)
 : 3.0億円[特許特会]
 (新規: 連携事業)

< 知財駆け込み寺の取次機能の例 >



弁護士会、弁理士会、発明協会、
 独立行政法人等

シニアアドバイザーセンター
 専門家派遣(弁理士等)
 * 創業・経営革新に関するものに限る

中小企業庁、特許庁、
 経済産業局等

都道府県等

中小企業・ベンチャー総合支援センター
 窓口相談、専門家派遣(弁理士等)

都道府県等中小企業支援センター
 窓口相談、専門家派遣(弁理士等)

書籍・
 特許電子図書館等

取次

知財
 駆け込み寺
 (適切な機関・有識者に取次)

マニュアル作成・
 配布、講習会開催
 等による支援

民間
 団体

委託

国

商工会・商工会議所等(約2,800カ所)
 経営指導員

相談

中小企業者

< 知財駆け込み寺 >
 中小企業の身近な相談窓口である
 商工会・商工会議所にゲート
 ウェイ機能を持たせ、中小企業が
 知的財産に関する十分な情報を得
 られるよう、適切な公的機関や弁
 理士等の専門人材に取り次ぐ体制
 等を整備する。

< 事業受託者 >
 商工会・商工会議所に対して知財に関する支援が実
 施できる民間団体に事業を委託し、マニュアルの作成・
 配布、経営指導員向け講習会の開催等による支援を実
 施する。かかる支援と連携して、地域のニーズに応じた
 中小企業向けセミナーや個別相談会等も実施する。